

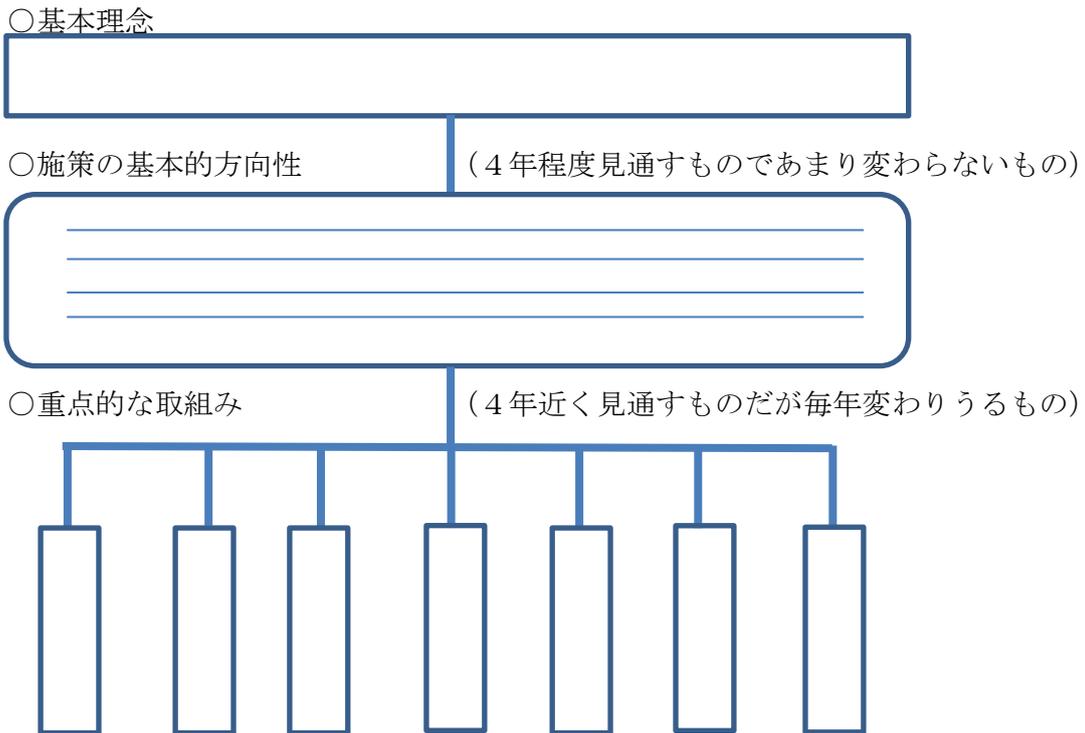
## 武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱の作成について

### ◆趣旨

今回の地教行法の改正により、首長が作成することが義務付けられた。

- 教育の目標や施策の根本的な方針であり、詳細な施策を策定するものではない。
- 総合教育会議において、市長と教育委員会が協議、調整を尽くし、市長が策定する。
- 協議が整ってできた大綱は、市長、教育委員会がお互い尊重して事務を執行する。
- 学術、文化、スポーツも対象となるが、必ずしも網羅的に記載する必要はない。

### ◆構造



### 【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。